

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年8月31日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(集中管理等に係る事務の特例) 第4条の3 <u>第3条第1項及び第3項並びに前2条</u> の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する <u>法定福利費、法定福利費保険料、賃金及び旅費の支出等に関する事務は、総務課長補佐に処理させるものとする。</u> 2 前項に規定する事務について <u>総務課長補佐</u> が処理したものについては、 <u>これらの事務を行う事業所長又は企業局長若しくは事業所長の権限を専決することができる者がそれぞれ処理したもの</u> とみなす。	(集中管理等に係る事務の特例) 第4条の3 <u>第4条第1項及び第4条の2</u> の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する旅費の支出等に関する事務は、総務課長補佐に処理させるものとする。 2 前項に規定する事務について、 <u>総務課長補佐</u> が処理したものについては、 <u>当該事務を行う企業局長又は事業所長の権限を専決することができる者がそれぞれ専決したもの</u> とみなす。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。